

午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は12人中11名です。
定足数に達しておりますので第32回新城市農業委員会総会を開会します。

議長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議ないものと認め指名いたします。
農業委員11番委員
農業委員2番委員をお願いします。

議長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに第132号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第132号議案について説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。所有権移転3件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。
申請番号1番。
譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は39年・19年で、年間予定従事日数は150日、100日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅にから徒歩3分の距離にあり、通作に問題はありませぬ。取得後の経営予定面積は14,752㎡です。権利取得後は、果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。
申請番号2番。
譲受人の農地付き住宅購入による新規就農のため、また譲渡人は相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は10年、年間予定従事日数は70日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は譲受人の購入予定の自宅から徒歩2分であり、通作に問題はありませぬ。取得後の経営予定面積は523㎡で、権利取得後は、花木(かぼく)の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。
申請番号3番。
譲受人は農地付き住宅購入による新規就農のため、また、譲渡人は遠隔地在住及び相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。農業従事者は、譲受人・内縁の夫がおり、農作業歴は共に1年で、愛知東農協営農センターのサポートを受ける予定です。年間従事日数は、共に150日あり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具は自己資金で導入予定です。申請地は譲受人の購入予定の自宅から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありませぬ。
取得後の経営予定面積は4,333.74㎡で、権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。
以上、申請番号1番から3番について、許可することを原案といたします。
第132号議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長

補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

議 長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第132号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め第132号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第133号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>第133号議案について説明させていただきます。議案書4ページをご覧ください。 所有権移転4件です。議案書5ページをご覧ください。 申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>譲受人は昭和30年頃より、当該地を自宅進入路として利用しておりました。筆界確認を行った際に、地権者所有農地の一部も含まれていたことが判明し、是正のために申請をするものです。以前より、進入路として利用していたことへの始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は表の第2種農地の③に該当します。集落接続して設置されるものかつ申請地周辺居住者の日常生活上必要な施設ですので、第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、進入路としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法・日照等に問題はなく、周辺農地等の営農へ支障はないと思われます。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>譲受人は本市にて自動車整備業を営んでおります。既存敷地が手狭となり、預かり車両の移動や保管場所に苦慮していたため、事業用敷地拡大を検討していました。今般、地権者との売買の合意に至り、当該地を駐車場として利用するものです。農地区分は表の第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>譲受人は、主に生コンの製造及びコンクリート製品の販売を行っており、近年コンクリート二次製品が売り上げを伸ばしています。コンクリート製品は規格が大きいため、所有する資材置場4か所が、全て資材で埋まっており、新たな資材置き場を探していました。申請地は、隣接する自社所有地より4m程低く、盛土をして自社所有地と一体で、残土置場兼資材置場として使用します。農地区分は表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものですので、第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>譲受人は、平成13年に法人設立し資本金2,000万円の鶏卵の生産及び販売を目的とする株式会社です。今回、小口希望者向け商品の作業性の効率化を図りたく、出荷量の向上と会社車両の駐車場の確保として、会社に近い申請地に梱包用の工場建設及び駐車場整備を計画し申請にいたるもので、譲渡人は譲受人の希望に沿い譲渡するものです。農地区分は表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。なお、申請地の登記簿面積は109㎡ですが、実測面積は4,561.43㎡であり、開発協議事業計画書が提出されております。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考え</p>

	<p>ます。建ぺい率41.13%、利用率100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺住民へ説明の上承諾を得ており、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>以上、第133号議案4件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第133号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第133号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第134号議案の継続審議案件に対する許可・意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第134号議案について説明いたします。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。賃借権設定1件、地上権設定1件です。</p> <p>それでは、7ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。</p> <p>営農型太陽光発電施設の申請は、「営農型太陽光発電施設の支柱部分の一時転用について」を5条許可申請で、「農地の上空に設置する、太陽光設備のパネルの部分の地上権（上部空間に設備を設置するための権利）の設定について」を3条許可申請で、同時申請をし、愛知県知事による5条の許可と同日に3条許可を出すこととなっています。どちらかのみ許可が下りるということはありません。今回は同一の申請番号として議案にあげています。</p> <p>新城地区の委員さんには現地を見ていただきましたが、鳳来・作手の委員さんはお手元の写真を参考にしてください。</p> <p>3条の地上権設定の許可基準は、地上部分の権利を認めることで「申請地・また周辺の営農条件に支障を生ずる恐れがないか」ということと、「権利を有する者の同意を得ているか」ということを確認します。「太陽光パネルがあることで」の申請農地・周辺農地の営農条件に支障はなく、権利を有する者の同意は得ているため許可基準を満たしているといえます。</p> <p>5条の一時転用の更新の場合の許可基準は、「下部の農地における営農について、次のいずれにも該当しないこと。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農が行われない場合 ・下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合 ・下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合 <p>です。営農は行われていないわけではなく、収量や品質については、栽培開始から収穫まで5～6年かかるという榊に対して許可から3年の今、確実に該当するとは言えません。</p> <p>以上のことから、申請番号1番について、許可することを原案といたします。</p> <p>第134号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>

議 長	第134号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第134号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に、第135号議案農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第135号議案について説明させていただきます。議案書8ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定11件であり、そのうち2件が新規設定です。 議案書9ページをご覧ください。 (議案書のとおり説明) 以上、番号1番から11番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、 第135号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第135号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第135号議案の該当番号については原案のとおり決定いたします。 次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書11ページをご覧ください。 報告第1から第5、報告案件計27件について説明いたします。 (議案書12ページから16ページの内容を議案書のとおり朗読) 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議 長	ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。 以上をもちまして第32回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。